

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第8号

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「590円」を「690円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に受けた給食サービスに係る利用料については、なお従前の例による。